

## 所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎、尿路感染、带状疱疹の疾病を発症したご利用者に治療を行い、下記の条件を満たした場合、介護報酬で評価されることになりました。当施設ではホームページ上で「所定疾患施設療養費（Ⅱ）に係る治療の実施状況」をご報告、公表いたします。

### 算定要件

1. 所定疾患療養費（Ⅱ）については、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等が行われた場合に、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 対象となる入所者の状態は次のとおりであること。  
肺炎／尿路感染／带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合）／ニ 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠・診断を行った日・実施した投薬・検査・注射・処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査、寝台ん、治療に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の意思が、感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講したものとみなす。

### 【令和7年度 累計実績】

疾患名	実績		主な検査内容	主な治療内容	主な投薬内容
肺炎	人数	0	採血・レントゲン		生食・スルバシリン点滴
	日数	0			
尿路感染	人数	4	尿検査（テストテープ）		レボフロキサシン内服
	日数	35			
带状疱疹	人数	0			フェムビル内服・アラセナ軟膏
	日数	0			
蜂窩織炎	人数	0			ケフレックス内服
	日数	0			レボフロキサシン内服

